

「社会福祉」の試験区分について

試験名	第1回	特別募集	職務経験者	
試験区分	社会福祉		社会福祉 (児童福祉司)	社会福祉 (児童指導員)
勤務先等	福祉（児童）相談センター、医療療育総合センター、県立病院等に勤務し、生活支援やケースワーク等の業務に従事	主に福祉（児童）相談センターのほか、医療療育総合センター、県立病院等に勤務し、生活支援やケースワーク等の業務に従事	児童相談所に勤務し、児童福祉に関するケースワーク等の業務に従事	児童相談所一時保護所、医療療育総合センター（療育支援センター）、愛知学園に勤務し、生活支援や施設入所児童の療育等の業務に従事
受験資格	年齢 ※1	22～29歳	30～61歳	～61歳
	職務経験 ※2	—		3年以上の職務経験
	資格・免許等	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する社会福祉主事の任用資格を有する人又は同資格を取得する見込みの人	児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する児童福祉司の任用資格を有する人	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規定する児童指導員の資格要件を満たす人
求める職務経験の例		—	地方公共団体（福祉事務所、児童相談所等）におけるケースワークや、社会福祉施設、福祉サービス事業所、医療機関等における相談支援の業務経験	社会福祉施設等における利用者の介助や生活支援、児童の養育等の業務経験
試験方法	第1次試験	教養試験	教養試験、論文試験	
	第2次試験	専門試験、論文試験、個別面接（人物）、模擬相談、適性試験	個別面接（職務経験・人物）、適性試験	
採用時の職名	主事	主事又は主任		

※1 採用試験を実施する次年度4月1日時点の年齢を指します。

※2 「職務経験」には、会社員等として常勤で6か月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験を有する場合には通算することができます。

なお、「常勤」とは、フルタイムの正規社員又は当該事業所におけるフルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していることをいいます。